

エード・メモワールの日米合意による約束について、原子炉の修理をしないという約束についてのファクトシートによる書換問題に加えて、原子力空母からの放射性物質を日本の港内で搬出しないという約束のファクトシートによる書換問題につき、以下のとおりまとめました。

呉 東 正 彦

1、原子力艦からの固形廃棄物の搬出について、

1964年のエード・メモワールは、以下のとおり規定する。

固形廃棄物は、承認された手続きに従い、通常の原子力潜水艦によって合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に運ばれたのち、包装され、かつ合衆国内に埋められる。

Solid wastes are transferred by SSN's to U.S. shore or tender facilities for subsequent packaging and burial in the U.S. in accordance with approved procedures.

2、ところが、2006年のファクト・シートは、以下のとおり規定する。

固形廃棄物は、適切に包装された上で、合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に移送され、承認された手続きに従って、合衆国内で処理される。

Solid wastes are properly packaged and transferred to U.S. shore or tender facilities for subsequent disposal in the U.S. in accordance with approved procedures.

3、両者の違いの第1点は、固形廃棄物は合衆国または専用の施設船に運ぶのが、前者では原子力潜水艦、即ちその原子力艦自体であったのが、後者では、その限定が全くなくなって、どの船で運んでもよいとなっている点である。

4、両者の違いの第2点は、固形放射性廃棄物をpackage（包装と訳されているが、放射性廃棄物を、処分可能な状態、外部的に放射能が漏れない状態に、整理包装加工すること）するのは、前者では、原潜で運ばれた後の合衆国内の沿岸専用施設か、潜水母艦等の放射能作業のできる施設内とされているのが、後者では船の輸送前に、日本にいる艦内や基地内（但し現段階では放射能管理作業施設：C I Fがないため、陸上の基地内ではできない。）で行うとされてしまった点である。

5、なお、tender facilities はこの場合、潜水母艦等、中でpackaging 等放射能作業ができる設備を備えた船のことであり、放射能管理作業専用船、ないし潜水母艦と訳するのが正確であり、現在、放射性廃棄物を輸送しているコースタルベンチャー等、そのような設備を備えていない一般の輸送船は、それに該当しない。

そして両者とも、専用の施設船によって運ぶとは言っておらず、専用の施設船に運ぶと言っていることにも注意する必要がある。

6、これは、原子力艦の維持管理にとって、放射能管理された原子炉を開けて、修理、交換して出した放射能の液体、固体の廃棄物を、放射能が外部に出ないように管理して容器包装する作業が、最も重要であり、最も危険な作業であるところ、当初のエードメモワールは、原子力艦の固形放射性廃棄物を、環境中への放射能放出がないよう、日本の港内では放射能管理区域外には露出させないという原則に基づいて、放射能管理のできる原子力艦そのものによって、米国の放射能管理作業施設もしくは、放射能管理作業のできる潜水母艦に、公海上またはグアムなどの母港で搬入することとしていたためと考えられる。そして、この原則故に、『放射能にさらされた物質は、通常、外国の港にある間は、通常の原子力潜水艦から搬出されることはない』との約束が、例外はあるものの、なされているのである。

7 ところが、後者の文言は、

1)危険な放射性廃棄物のpackaging 作業を、日本国外ではなく、日本の港内の一応放射能管理のできている艦内（将来的には放射能管理作業施設のおそれもある）のできるように変更したこと、

さらに、放射能管理のできる原子力艦によって輸送するとの文言、限定を外して、

2)一時的にではあれ、原子力艦外の大気中に放射性廃棄物を露出させ、

さらに放射能管理のできてない一般の輸送船で輸送できるように変更したこと、

により環境中に放射能が漏れる危険性が飛躍的に拡大することとなる、日本国民にとって重大かつ危険な文言の変更、書き換えとなっており、その内容は明らかに1964年のエード・メモワールの規定と原則にも違反し、エード・メモワールを含む合衆国のコミットメントのありとあらゆる面は引き続き完全に堅持されるというというファクトシートの表明にも違反することとなる。